

(1) 届出の期限

変更日から 10 日以内となっていますが、できるだけ事前に届け出てください。

(2) 事前協議・事前届出が必要なもの

- ①事業所（主たる共同生活住居）の所在地を変更する場合（移転）
- ②共同生活住居の所在地を変更する場合（移転）
- ③共同生活住居を追加する場合
- ④設備概要・建物の構造を変更する場合

これらの事項を変更する場合は、事前協議の後、移転・追加・変更予定日の前月 15 日までに届け出てください。

(3) 訓練等給付費の算定に係る事項

増額となる変更については、毎月 15 日までに届出があった（適正な書類として受理した）場合は、翌月 1 日から、16 日から翌月 15 日までに届出があった（適正な書類として受理した）場合は、翌々月 1 日からの算定となります。

ただし、「福祉・介護職員等処遇改善加算」を新たに算定する場合は、前々月の末日までに届出が必要となります。

■提出に必要な書類

変更手続に必要な様式等は、「[様式集](#)」からダウンロードしてご使用ください。

各様式の記載例を参考に、記入漏れや記入誤りのないようにしてください。

- (1) 障害福祉サービス変更・加算届連絡票
- (2) 変更届出書（様式第 21 号の 3）
- (3) 返信用封筒（受付した旨の返信を希望される場合は、切手を貼付し返送先を記入した返信用封筒を送付してください。）
- (4) 上記以外の添付書類 下記 1～16 の該当する変更する事項ごとに異なります。

※以下添付書類の中で、付表とあるのは付表 6、付表別紙とあるのは付表 6-2、6-3（サテライト型住居がある場合）をさします。

※付表別紙については、全ての共同生活住居分を提出してください。

変更する事項		添付書類	留意点
1	事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（付表） ・ 運営規程 	

	変更する事項	添付書類	留意点
2	事業所（主たる共同生活住居）の所在地（移転） 又は連絡先（電話番号、メールアドレス等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（付表、付表別紙）…① ・ 運営規程 ・ 平面図 ・ 事業所（主たる共同生活住居）外観の写真 ・ 居室面積等一覧表 ・ 設備・備品等一覧表 ・ 案内図…② ・ 土地・建物の賃貸借契約書又は登記簿謄本 ・ 建築基準法に基づく検査済証等 ・ 防火対象物使用開始（変更）届の写し ・ 損害賠償発生時の対応方法を明示する書類（損害賠償保険証等）…③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転の場合、事前協議が必要。その後、移転予定日の前月 15 日までに届け出てください。 ・ 事業所の連絡先（電話番号等）にも変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。 ・ ②には、各共同生活住居、協力医療機関、連携施設（障害者支援施設等）との位置関係も示してください。 ・ ③は、移転後も適用となる旨がわかる書類（異動届等）を提出。 ・ 連絡先のみ変更の場合は、①のみ提出。
3	申請者（法人等）の名称 又は主たる事務所の所在地 又は連絡先（電話番号等） ※届出書に法人等の名称のふりがなを必ず明記してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書又は条例等 ・ 事業所一覧表 （同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の一体性（継続性）が認められる場合のみ変更可。それ以外の場合は新規申請。 ・ 申請者の主たる事務所の連絡先（電話番号等）に変更がある場合は、変更届出書にその旨記載してください。
4	申請者（法人等）の代表者の氏名及び住所 又は役員の氏名及び住所 ※届出書に代表者氏名のふりがなを必ず明記してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書又は条例等…① ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項等の規定に該当しない旨の誓約書…② ・ 事業所一覧表 （同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一事業所からの届出で他のすべての事業所からの届出とみなします。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②は、申請者の代表者が新たに就任する場合のみ提出。 ・ 役員に関する変更は、①に記載されている人のみ対象。記載されていないければ届出不要。
5	共同生活住居の構造概要及び平面図並びに設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（付表、付表別紙）…① ・ 変更前と変更後の平面図 ・ 居室面積等一覧表 ・ 設備・備品等一覧表 ・ 土地・建物の賃貸借契約書又は登記簿謄本…② ・ 建築基準法に基づく検査済証等…③ ・ 防火対象物使用開始（変更）届の写し…④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備概要変更の場合、事前協議が必要。その後、移転予定日の前月 15 日までに届け出てください。 ・ ①は、居室数・入居者 1 人当たりの居室最小床面積が変更となる場合のみ提出。 ・ ②③④は、建物の増築等の場合に必要となることがあります。

	変更する事項	添付書類	留意点
6	共同生活住居の追加又は廃止、若しくは移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（付表、付表別紙）…① ・ 運営規程…② ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…③ ・ 組織体制図…④ ・ 平面図 ・ 共同生活住居外観の写真…⑤ ・ 居室面積等一覧表 ・ 設備・備品等一覧表 ・ 案内図…⑥ ・ 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…⑦ ・ 土地・建物の賃貸借契約書又は登記簿謄本 ・ 建築基準法に基づく検査済証等 ・ 防火対象物使用開始（変更）届の写し ・ 損害賠償発生時の対応方法を明示する書類（損害賠償保険証等） ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類…⑧ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居追加又は移転の場合、事前協議が必要。その後、変更予定日の前月15日までに届け出てください。 ・ ③④は、従業者の勤務体制等に変更が生じる場合のみ提出。 ・ ⑤は、既に同一所在地で事業を行っている場合は提出不要。 ・ ⑥には、各共同生活住居、協力医療機関、連携施設（障害者支援施設等）との位置関係も示してください。 ・ ⑦は、対象者を特定する場合のみ提出。 ・ 廃止の場合は、①～④、⑥、⑧を提出（個々の住居ごとに⑥を作成している場合は⑥の提出不要）。 ・ 事業所の定員変更も伴う場合は、利用定員変更の項目を参照。
7	管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（付表）…① ・ 経歴書…② ・ 組織体制図…③ ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項等の規定に該当しない旨の誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②には、3ヶ月以内に撮影した写真を貼付けてください。 ・ ③は、すべての兼務関係を明確に記載してください。 ・ 住所のみ変更の場合は、①②のみ提出（写真は貼付不要）。
8	サービス管理責任者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（付表）…① ・ 経歴書…② ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…③ ・ 組織体制図…④ ・ 資格を証する書類…⑤ ・ 実務経験証明書 ・ サービス管理責任者等研修修了証の写し ・ 相談支援従事者初任者研修修了証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②には、3ヶ月以内に撮影した写真を貼付けてください。 ・ ③は、変更日から4週間の勤務予定表として作成してください。 ・ ④は、すべての兼務関係を明確に記載してください。 ・ ⑤は、実務経験が介護業務（相談支援業務以外）で8年未満の場合のみ提出。 ・ 住所のみ変更の場合は、①②のみ提出（写真は貼付不要）。
9	主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定に係る記載事項（付表別紙） ・ 運営規程 ・ 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由…① 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①は、対象者を特定する場合のみ提出。

変更する事項		添付書類	留意点
10	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項（付表、付表別紙） ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…① ・組織体制図…② ・運営規程 ・変更前と変更後の平面図 ・居室面積等一覧表 ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員増加の場合、事前協議が必要。その後、変更予定日の前月 15 日までに届け出てください。 ・①は、変更日から 4 週間の勤務予定表として作成してください。 ・②は、すべての兼務関係を明確に記載してください。 ・利用定員増加により、サービス管理責任者の配置が新たに必要になる場合は、当該変更に係る必要書類も添付してください。
11	協力医療機関又は協力歯科医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関等との契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項（付表） ・協力医療機関等との契約の内容 ・事業所（各共同生活住居）と協力医療機関等の位置関係を示す地図等…① 	<ul style="list-style-type: none"> ・①は、協力医療機関等を変更する場合のみ提出。
12	連携施設（障害者支援施設等）の名称及び種別並びに連携体制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項（付表） ・障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要 ・事業所（各共同生活住居）と連携施設の位置関係を示す地図等…① 	<ul style="list-style-type: none"> ・①は、連携施設（障害者支援施設等）を変更する場合のみ提出。
13	運営規程 （例） ・従業者の職種・員数 ・利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る記載事項（付表、付表別紙）…① ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表…② ・組織体制図…③ ・運営規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。 ・①に記載されている事項を変更する場合は、①も提出。 ・②は、従業者の勤務体制に変更が生じる場合のみ提出。変更日から 4 週間の勤務予定表として作成してください。 ・③は、従業者の体制に変更が生じる場合のみ提出。すべての兼務関係を明確に記載してください。
14	訓練等給付費の請求に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等関係書類 	
15	その他	内容によって提出いただく書類が異なりますので、ご相談ください。	

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

【提出方法】

郵送又は電子メール

※電子メールでの提出の場合については、受付票の返送や受理の旨の返信は致しかねます。受付票の返送等が必要な場合は、郵送で届出を送付してください。

【提出先】

(郵送の場合)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係

※封筒の表に必ず「変更届在中」と記入してください。

※受付した旨の返信を希望される場合は、切手を貼付し返送先を記入した返信用封筒を必ず同封してください。

(電子メールの場合)

障害福祉サービス課 事業者係

jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp

※メールの件名については、必ず「【変更届】法人名」としてください。

※メールの本文には必ず担当者名、連絡先(電話番号)を記入してください。

※本市のメールシステム上、zipファイルが開封できないため、PDFやWord等のファイルを添付してください。